

## マイクロチップ装着等の義務化に伴う関係告示の改正（案）について

## 背景・経緯

令和元年 6 月に公布された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律のマイクロチップ装着等関係規定の施行に伴い、次に掲げる関係告示の改正を行うもの。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（令和 2 年環境省告示第 21 号）
- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 25 年環境省告示第 84 号）
- (3) 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（令和 2 年環境省告示第 21 号）
- (4) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（令和 2 年環境省告示第 21 号）

## 改正概要

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

## ①根拠条文

改正動物愛護管理法第 39 条の 2、第 39 条の 4、第 39 条の 5、第 39 条の 6 及び第 39 条の 8

## ②改正方針案【新設】

## 第 3 共通基準

10 犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る飼い主の責務

法に基づく犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る所有者の義務を規定する。

- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

## ①根拠条文

改正動物愛護管理法第 39 条の 2 及び第 39 条の 6

## ②改正方針案【新設】

## 第 3 共通基準

7 実験の用に供する犬又は猫へのマイクロチップの装着及び登録等

法に基づく犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る管理者等の義務を規定する。

- (3) 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

## ①根拠条文

改正動物愛護管理法第 39 条の 2 及び第 39 条の 8

## ②改正方針案【新設】

## 第 1 犬及び猫の引取り

都道府県及び市区町村で収容した犬又は猫についてマイクロチップの装着を確認できる場合には、指定登録機関に照会し、又は協力を求めることを規定する。

第3 保管、返還及び譲渡し

都道府県知事等が、収容動物の所有者の発見のために、指定登録機関にマイクロチップの識別番号等、及び市区町村に狂犬病予防法に基づく鑑札の登録番号等を照会できることを規定する。

収容動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対してマイクロチップの装着及び指定登録機関への登録等が確実に行われるようにするための措置を講じることを規定する。

第5 死体の処理

マイクロチップを装着した犬又は猫が収容中に死亡した場合、若しくは死亡した犬又は猫を収容した場合であって、当該犬又は猫の所有者の所在が不明で連絡が取れないときに、都道府県又は市区町村が指定登録機関に死亡等の届出をすることを規定する。

(4) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

①根拠条文

改正動物愛護管理法第39条の2、第39条の3及び第39条の5

②改正方針案【新設】

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

法に基づく犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る所有者の義務を規定する。

第5 動物の健康及び安全の保持

マイクロチップの装着について獣医師の他、獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師が行うこと及びマイクロチップ装着証明書の発行について規定する。